

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、本県市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、本県市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 本県市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、指定する期限までに、本県市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカード等の写し

本人確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード表面（顔写真印刷面）、パスポート等の写し